

# 金銭消費貸借契約書

貸主 と借主 の間に、次のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

第1条 貸主は本日 金 円を借主に貸し渡し、借主はこれを借り受けて受領した。

第2条 利息は元金に対し年 割 分の割合とする。

第3条 借主は、利息を毎月 日限り元金を平成 年 月 日限り、いずれも、貸主の住所に持参し、又は送付して支払うものとする。

第4条 借主が元金を期限に弁済しないときは、元金に対し年 割 分の割合による遅滞損害金を支払うものとする。

第5条 借主は、次の場合には、貸主の催告を要せず当然に期限の利益を失い、直ちに元利金を支払うものとする。

- 一回でも利息を期限に支払わないとき。
- 借主が第三者から差押え若しくは仮差押えを受け、又は破産の宣告を受けたとき。

末文 この契約を証するため本契約書2通を作成し、各自署名捺印のうえ、各1通を所持する。

契約日 平成 年 月 日

貸主(住所)

(氏名)

借主(住所)

(氏名)